

室蘭市の公害について



鈴木茂美

近年、公害についての国民の意識が急速に高まりつつある。また、日々の新聞も競って「公害問題」をとりあげている。

人間が、生産者として、生活者として、生産活動なり生活を営むうえにおいて、そこに「公益的」なプラス面が生じるとともに、また自然界を媒体としての「公害」というマイナス面が生ずる。

具体的な事象としては、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、震動、地盤沈下などによって広範囲に、人の健康あるいは生活環境におよぼす被害をさす。

わが国の公害について、古くは明治時代の足尾銅山の銅毒事件をあげることができ、国民の間に問題意識として定着してきたのはごく最近のことで、それも、四日市の大気汚染、水俣の水質汚濁による公害が世上論議されてきた、昭和二十五、六年以降からといえよう。

公害は一般的に、産業公害と都市公害に

分けることができるが、本市の場合は、産業公害としてとりあげられており、また、公害のうち切実な問題となっているのは「大気汚染」であるので、本稿では、焦点をこれに絞って少しくのべてみたい。

今日の公害対策についての批判として、将来への配慮よりも、過去の対策に追われているとの声が強いが、これは現実の姿であって、古い過去においては、企業立地の際に、公害予防についての社会的な要請もなく、また、その前提としての公害の社会的科学的な分析の手法がまったく確立されていなかった。このことが、今日の公害をより複雑にし、むずかしいものとしている。

本市の鉄鋼業は、古くは、明治四十年、日清、日露の戦勝後に、わが国重工業の必要性が痛感され、国策として製鋼、兵器製造に乗り出すため、当時の北炭などの手によって「日本製鋼所」が設立されたにはじ

まり、つづいて明治四十二年、さらに製鉄部門としての「輪西製鉄所」（現富士製鉄所）の建設をみ、以後今日まで、第一次、第二次大戦の活況、終戦直後の混乱期、つづいて朝鮮動乱以後の高度の経済成長期など、幾多の変遷を歩んできたが、これらの時代背景、あるいは前述の事情などから、公害についてのとり組みは、ごく近年まで考慮されていなかったことは、容易に想像できよう。

さて、公害問題が世上論議されてきた七、八年前から企業においてもそれぞれ対応する構えをみせてきたが、本市の公害対策上、画期的な出来事は、昭和四十一年十一月、本道唯一の「ばい煙規制法の指定都市」（現在では大気汚染防止法）の指定を受けたことであろう。

このことによつて、各企業では、法の猶予期間である昭和四十三年十一月までに、ばい煙発生施設を改めることとし、集じん

装置の新設、煙突の改修などを行なったが、これら法の対象施設は、ポイラー、焼結炉、金属加熱炉など一五八（現在では二三三）で、これに要した企業の経費は約二十三億円といわれている。

これら、施設の改修にともない、道においては、法定の排出基準に適合するかどうかを対象施設ごとにチェックし、現在では、すべての施設が基準値内におさまっている。

一方、企業がそれぞれ排出基準を遵守しても、排出施設の増大、集積によつて、地域の環境が悪化するおそれがあるので、国においては、一昨年制定した「公害対策基本法」の中で人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準、いわゆる「環境基準」を設定することとし、大気汚染の基準としては、とりあえず本年二月に硫黄酸化物（亜硫酸ガス）の環境基準を設定し、引きつづき今秋までには、一酸化炭素、浮遊ばいじんについても設定する構えである。

亜硫酸ガスは、人間の健康に障害的に働くことは医学的な定説となっており、国においてもこれらの観点から、環境基準の設定を急ぐとともに、また排出基準についても、従前は煙突の大小、高低にかかわりな

く、煙道内で二・二〇〇PPM以下としていたものを、昨年十二月の法改正の際に、着地濃度に重点をおいて煙突の高さに応じて定める許容限度に改正したところである。

さて、本市の場合の亜硫酸ガスの環境値はどうなっているであろうか。

本市には、自動測定機による観測ステーションが三方所設けられており、このうちもっとも高い濃度地点と目されている市役所輪西支所の地点においては、昭和四十一年の年平均値は〇・〇六七PPMであり、基準値の〇・〇五PPMを超過していたが、昭和四十二年には〇・〇五八PPM、昭和四十三年には〇・〇三九PPMと、年を経るごとに改善の徴候がみられ、とくに昭和四十三年には、基準値内に収まっている。

この環境基準は、年平均値のほか一時間、一日平均など五つの条件が示され、いずれもこの条件に合格することとされているが、昭和四十三年においては、すでに三つの条件が合格しており、国の基準に到達するのも間近い年月であると予想されている。

降下ばいじんについては、亜硫酸ガスほど顕著に好転の傾向がみられない。市内一五カ所の測定点における昭和四十一年から

三年間の平均値は、昭和四十一年一八・一トン、昭和四十二年二一・三トン、昭和四十三年二〇・七トンと横ばいの状況を示している。

しかしながら、このことは、生産の増高を考えあわせると、若干であるが改善されたとみるべきであろう。

さて、つぎに本市の公害対策について若干ふれてみたい。

本市では、昭和四十年一月に、関係行政機関、関係企業、商工会議所等をもって、「室蘭市大気汚染対策懇談会」を設け、それぞれ立場から自由な意見をのべ、産業発展の調和を図りつつ大気汚染対策を協議し、調査研究することとし、以後九回の懇談会を開き、各種の対策にとり組んできた。

一方、行政機構としては、昭和四十一年六月に市民部衛生課の中に公害係を新設し、また同年十一月には、専門的、多角的立場から公害問題を検討し、総合的な公害対策を樹立する意図のもと、市長の諮問機関として「室蘭市公害対策審議会」を設け、以後、八回の審議会と十三回の調査部会を開催している。

また、複雑多岐にわたる公害行政に対処するため、昭和四十二年十月に公害係を課

に昇格させ、都市計画などの各種の行政との連携いを深め、総合的な行政を推進するよう、同課を企画部の中に所属せしめ今日にいたっている。

大気汚染対策の推進に当たっては、前提となる調査が必要であるとして、公害対策審議会の答申を受けて、「細域汚染調査」「人体への影響調査」などをとりあげ、現在、それぞれの専門機関に調査を委託中である。

また、これらの調査とはべつに、未然防止対策の一環として、気象を中心とした産業公害事前調査を実施するよう関係機関に働きかけ、今秋には、通産省、道、市の三者の共同でエア・トレーサー実験、風洞実験などを行ない、これらの調査結果をもとに適切な土地利用計画、工場配置、企業への指導などを行なう予定である。

前述のように、市行政としての大気汚染のとりあげ方は、現状においては対策推進のための基本調査に力点が置かれているが、具体的なものとしては、大気汚染対策懇談会などを通じての企業に対する呼びかけ、協力要請などがあり、それは現実には亜硫酸ガスの減少にみられるように、効果をあげつつある。

発生源対策と対称的な対策として、都市

計画（土地利用計画）がある。前者は主として、企業の姿勢に待つ面が多いとするならば、後者は国なり、地方公共団体の努力、姿勢に期待する面が多いであろう。

これについても、わが国の地形、地積、土地に対する私権の設定の問題など、非常にむずかしい要素を包含しており、口でいふほど簡単に片づけられる問題ではない。高濃度汚染地域の用途地域の変更、新居住地の開発など、公害防止上、とり組まなければならない課題は多い。

本市でも、新居住地の開発として、環境良好な蘭北台地に大規模なニュー・タウン造りを進めているが、理想としては、汚染地域の住民のこの地区への移転、疎開が望ましいが、住民の生活上の問題、経済的な負担力などのあい路が山積している。

以上、本市の大気汚染の概況、企業のとりの組み、市の公害対策の主なものについてふれたが、行政として公害対策をすすめるうえにおいては、公害発生第一の責任者としての企業に対する汚染物質の排出規制、適切な指導などをあげることができ、これについても、企業の採算、あるいは国における資金の融資制度をじゅうぶんに考慮しておく必要がある。